

第2次行財政改革大綱案及び実施計画案に関する市民意見と市の考え方

	区分	頂いた意見・質問等	質問への市の考え方
1	【大綱】 基本的考え方 2改革の目標 (2)持続可能な行政基盤の確立	「徹底した歳出の抑制」とあるが、行政の役割は、自治法によれば、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」とある。 歳出の抑制の大前提として、住民の福祉をきちんとすべき。これはこの項ではなく、基本的な考え方で出すべきとも考えられる。 自治法では「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(第2条第14項)」とある。 同じ効果を生むのであれば、最小の経費を目指すべきと言っている。歳出削減が主ではなく、福祉・人権が守られていくのは前提で、最小の費用を目指すべきである。	ご指摘のとおり、住民の福祉の増進を図ることは地方自治体の基本的役割です。 本市の責務の考え方については、「2 本市が抱える課題と行財政改革の必要性」の中で、「本市は、市民に必要な施策を適切に推進するという行政の本来の責務を果たさなくてはなりません。」と表記しています。
2	【大綱】 基本的考え方 2改革の目標 (2)持続可能な行政基盤の確立	今回、国が生活保護世帯の児童の給食費等の補填をカットしたために、市も同様としたらしいが、それこそ、福祉・人権が守られていないこと。 国がカットしたからといって安易に同調すべきではない。市として、これはカットしても児童の成長には影響ないと判断したのならいいが・・・。	生活保護世帯における児童・生徒の給食費等は、全額生活保護の教育扶助費としてカットすることなく給付しています。 平成22年度においても、国から給食費等をカットするという通知は届いていません。
3	【大綱】 基本的考え方 2改革の目標 (3)市民との協働によるまちづくり	ここでいう市民とは、どのような市民なのか。 協働という場合、市民は活動する市民でありNPOであったり企業だったりして、一般市民を指すのではないと考える。 市民が自分たちでは解決できないことに対して、お金を出し合って行政を作る。その行政が市民とパートナーにはなり得ない。ただ、公共は行政だけがするのではなく、NPOや市民団体もする。 同じサービスが提供できるのであれば、行政だけがしなくても、もっと低コストで市民団体・企業・NPOができるのであればそこに任せればいい。	協働とは、市民と行政に共通する公共的な問題・課題を信頼と合意を基に対等な立場に立って解決するための手法の一つです。 具体的な協働の仕方は決して画一的ではなく、それぞれの問題・課題によっていろいろな市民が様々な方法で協働できると思いますので、自然人としての市民や法人としてのNPO・企業等を特別に区別しておく必要はないと考えます。
4	【大綱】 改革の柱と推進項目 2財政運営の改革	「選択と集中」には賛成。従来のように一律何%カットではない方法をとるべき。 特に、全分野にわたって職員定員をカットするという方法はとるべきではない。	定員適正化計画における定員削減は、職員総数、特に合併や職種転換で一時的に増えた事務職員を主に削減するものであり、全職種の職員を一律に削減するものではありません。 必要な職種・分野には、業務量等を勘案しながら職員を配置しています。

	区分	頂いた意見・質問等	質問への市の考え方
5	【実施計画】 1-2 事務事業の整理、合理化	<p>今までは、コンサルタントなどの外部発注が多かった。そのコンサルタント等の外部発注をやめて、自前の職員で行うべきである。</p> <p>当時の職員は「できない」と言っていたが、今の時代はそんなことは許されない。まず自前です。そのため職員を育成する。育成の過程で経費は高くつくが、結果的には安くなる。</p> <p>たぶんコンサルタントを入れていたのは、国の補助事業でどうせ国が持つからという安易な発想からだと思うが、市民にとっては国のお金であろうと市のお金であろうと同じ税金である。</p>	<p>各種計画書や設計書等の作成は職員で行うことが基本ですが、高度の専門性や解析が必要となる業務や効率化などが求められ場合は、コンサルタントに業務委託することも必要であると考えます。</p> <p>また、職員の育成につきましては、技術水準や企画調整などの向上を図るため研修会や講習会へ参加させるなど、職員の資質の向上に努めております。</p> <p>また、職員自身で自発的に資格の取得に取り組んでいる者も多数おります。</p>
6	【実施計画】 1-3-1 民営化推進計画の策定・実施	<p>何でも民営化や民間委託ではなく、きちんと公が責任も持つものは公すべきである。</p> <p>馴染むもの馴染まないものを考えるべきである。民間委託はやめることはできるが、民営化は後戻りができないので極力避けるべきである。</p> <p>民営化すべきは、営利業務で民間企業等の圧迫になっているものにするべきであり、図書館・歴史館などは指定管理になじまない。</p> <p>保育園も民営化にはなじまない。公立保育園が民間保育園を圧迫しているのなら分かるが…。つまり少子化で、子どもの取り合いを保育園同士がして、公立保育園の存在が民間を圧迫している状態なら…。しかし現状は違う。民営化ではなく、同じサービスを実施する上で、安いので民間委託(指定管理)ならまだ理解するが、民営化は反対である。</p>	<p>民間委託等については、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営を図る観点から平成17年度に策定した「民間委託等推進計画」に沿って計画的に推進しており、「職員定員適正化計画」を踏まえながら可能なものから順次民営化を実施しています。</p> <p>また、指定管理者制度は平成18年度から実施しており、平成23年度からの契約更新に備え、平成22年度には過去5年間の検証を踏まえた選定基準の見直しを行う予定です。</p> <p>なお、図書館は指定管理者制度ではなく、業務委託で実施しています。</p> <p>保育園の民間移管については、「米子市保育所在り方検討会」の検討結果も踏まえ、今後、具体的な計画を策定する予定です。</p>
7	【実施計画】 1-3-2 指定管理者制度の見直し	<p>指定管理者を短期サイクルで変えることは雇用の不安があり、結果的に指定管理をする企業なりが育たなくなり、長期的に米子市の損失である。コストだけではなく、その企業のありようも(正規職員の配置など)も条件にすべき。企業やNPOを育てるという観点も持つべきである。</p>	<p>指定管理者の指定期間は、一般的には、短期間にすれば施設管理のための物的、人的投資を行うことが困難になり、管理の効率性の発揮に制約が生じる恐れがあります。</p> <p>また、長期間にすれば、施設管理について安定性が増すことが期待されますが、その間は基本的に指定管理者を変更することはできず、将来的に施設の運営方針に変更があり、指定管理者に求められるものが変わった場合、運営団体を見直す機会自体を失ってしまうため、慎重に判断する必要があります。</p> <p>本市では、以上のような理由から、中期的な期間として5年間という指定期間を標準としています。</p> <p>参考までに、昨年総務省が全国の指定管理者制度導入施設の指定期間を調べた結果によりますと、5年が47.3%、3年が32.6%、4年が10.4%、10年以上が5.6%でした。</p> <p>また、指定管理者を選ぶ際の基準は、コスト面だけではなく、団体の職員体制等の管理能力についても採点基準に盛り込んで選定しています。</p>

	区分	頂いた意見・質問等	質問への市の考え方
8	【実施計画】 1-5 外郭団体の見直し	補助金をゼロにして、さらから申請を受け付けて積み上げていく手法をとるべきである。そうして本当に必要かどうかを検討してみる。 また、補助金も年数制限をして、たとえば3年。そのときにはまたゼロ査定をするなどをしてみる。我孫子市がしてきたようなやり方をしてみるべきである。	本市では、平成21年4月に「補助金交付基準」を策定し、補助事業の有効性の検証や補助対象経費の適正化、終期の設定、補助率の考え方などを明確化しています。 外郭団体への補助金も、同基準に従って精査をしていく必要があると考えています。
9	【実施計画】 2-1-1 大規模投資的 事業の原則凍結	賛成である。 「パブリックコメント等を利用した市民合意」とあるが、何を持って市民合意と見るべきか。従来であれば、市民の意志を代表するものは議会であったが、今日的な財政危機を招いてきた責任といったんは個々の議員にあると思う。 今日、議員の意思が市民の意思とはなり得ないのものは明らかである。(他の自治体の合併やその他の問題で市民の声と議会が対立し住民投票やリコールに発展するケース)。 他の自治体では、一定の起債を出す場合は住民投票にかけるとを条例にうたっているところもあると聞いている。市民合意の具体的手段を明らかにすべきである。	「パブリックコメント等の具体的手続」とは、広報よなごや市ホームページ等を利用した広く一般市民を対象として行う情報提供及び意見聴取に係る手続を想定しています。 なお、大規模投資的事業の原則凍結は平成17年度～平成21年度の限定的な取り組みであり、平成22年度以降は新たな方針として検討していく予定です。
10	【実施計画】 2-8-1 下水道使用料・農 業集落排水施設 使用料の見直し	使用料金ではなく、下水道計画の抜本の見直しをすべきである。 今のままの計画でいいのか、それとも合併処理槽方式で行くのか等。現実には下水道が通っていても繋いでいない世帯があるのであれば、計画自体が無責任なものであったということ。 同意を取り付けて上で工事に入るべきであったと思う。	本市では、今後整備を進める必要のある地域の生活排水対策について公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較を行い、公共下水道で整備をする方が地域の状況に適しており、整備費用として有利であるとの結論を出しています。 また、下水道は衛生的で文化的な市民生活を営むうえで必須の都市基盤施設であり、下流から上流に向かって整備していくものですが、同意を取り付けて進めるような事業ではないと考えています。 なお、事業実施にあたっては、住民の方々に十分な説明を行い理解を得ながら進めています。
11	【実施計画】 2-8-6 流通団地の規制 緩和	元々の計画を変更(規制緩和)するということは、当初の計画がいかに無謀であったか(失政)であったかを反省すべきである。 その上で、規制緩和が妥当なのかどうかを十分に議論すべき。結局流通団地計画は何だったのかといたい。	流通業務団地整備事業は、市内の流通業務施設を集約し流通機能の向上を図ること、米子自動車道の開通や山陰道の整備などの広域交通体系の動向を踏まえ、広域的な物流拠点を設け地域経済を活性化することを目的に整備を行いました。 当初は、全域を流通業務団地区域とし、「運輸、倉庫、卸売施設」の立地しか出来ませんでした。流通事業者の業態の多様化や流通業務を支援する施設のニーズに対応するため、平成18年度に一部規制緩和を行い、流通業務関連施設の立地を可能としました。 このたび計画する規制緩和は、米子流通業務団地内全域にこの規制緩和を適用し、現在進出しておられる企業も含め、流通事業者の業態の多様化に対応することが出来るようにするもので、流通業務団地としての機能を害するような規制緩和ではなく、流通業務団地の機能を活性化させる規制緩和です。

	区分	頂いた意見・質問等	質問への市の考え方
12	【実施計画】 3-2-1 定員適正化計画 の策定・実施	<p>職員定員の一律カットはだめ。米子市は定員を毎年改訂していなかったのではないかと。</p> <p>県では、教員数はそのときの生徒数によって毎年変動するものであるから毎年変えてきた。米子市では市長部局の中に保育所定員があるが、本来、保育所の職員定員はその時の子どもの数とりわけ3歳未満児の数等によって変動する。だから毎年定員を変えていくべきである。</p> <p>それをせずにいたから保育所の職員定数は変わらず。しかし、実際に職員は必要なために非正規雇用(1年限り)の保育士が40%近くになると聞いている。全体の4割が非正規であるから正規職員にかかる負担は大きくなるし、毎年年度初めには定期異動を含め5割近くの職員が変わることになる。これは異常な事態である。</p> <p>保育現場では保育士の数が足りない状態なのに、定員適正化計画によって定数減を迫られ、その結果保育所の民営化に進みつつある状態である。定員は、必要な事にはしっかり配置することが必要である。</p> <p>かつて当時の片山知事は、国が進めてきた定員の一律カットの政策厳しく批判してきた。従来から定員を減らす努力をしてきた自治体もそうでない自治体も一律カットというのは納得できないという論だった。まさにそうである。一律ではなく、本当に必要なところには重点配分する。それこそが市長に求められる方針である。米子市は、子どもよりも駅を南北に通すことが大切であると考えたら仕方がないが…。</p>	<p>定員適正化計画における定員削減は、職員総数、特に合併や職種転換で一時的に増えた事務職員を主に削減するものであり、全職種の職員を一律に削減するものではありません。</p> <p>保育士の配置は園児の数によって変動するものですが、それをすべて正規職員で運営するかどうかは別問題と考えます。限られた人材・財源を有効に活用することが必要であると考えています。</p>
13	【実施計画】 3-2-1 定員適正化計画 の策定・実施	<p>一時問題となった、教育委員や監査委員、選挙管理委員などの非常勤特別職の給料はどうなっているか。月給制がいいのか日当制がいいのかを議論すべきである。</p>	<p>本市の特別職の報酬月額額は鳥取県と比較しても高額ではありません。特別職の報酬額等については米子市特別職報酬等審議会で検討することとなります。</p>

	区分	頂いた意見・質問等	質問への市の考え方
14	【実施計画】 3 - 3 職員の意識改革 と人材育成	<p>職員も、予算の一律カットや良いプランを上司にあげても、帰ってくる言葉が「お金がない」という事でやる気を無くしている現状があるのではないかと。組織は人であり、職員がやる気をもっていきいきとできる職場を作ることが、結果的に市民の利益にもなる。</p> <p>また、過去の職員集団も責任を感じるべきである。</p> <p>なぜ、保育所の延長保育ができないのか。予算とか人のことが出るが、それでもできるはずである。高校でも定時制や通信制がある。夜の勤務や日曜日の勤務もある。保育所でも可能であったはずである。</p> <p>また、P8の技能労務職員に対する給料表の導入に絡んで、数年前に起きた技能職員の給料の大幅減に関わって、学校主事の市長部局引き上げ、それに伴って小学校や中学校には技能職員の民間委託となった。これはサービス低下であり、結果的に先生の負担を大きくしたり、学校が安全性が保ちにくくなってきた。実際、防犯カメラが設置されても常に職員室で誰かが見ている状態ではないから・・・。</p> <p>給料が大幅減になることから、学校・保育所の調理員の配置換え希望が予想以上に多く出たために、学校とほとんどの保育所で調理業務が民間委託となった。分からないでもないが、市の職員としては調理業務に誇りを持ってほしかった。調理業務は、単に単純な技能労務職員ではなく、調理師免許を持つ専門職であると。</p>	<p>職員のモチベーションを向上させることは重要なことと考えています。そのため、職員の仕事振りを適正に評価する人事評価制度を導入することとしています。</p> <p>また、技能労務職給料表の導入については、給料はその職務と職階によって決定されるべきであり、学校主事等は行政職(二)表の適用が本来の給料表であるため、この給料表を適用するものです。</p> <p>防犯カメラを監視することが学校主事の本来の業務であるかどうかは疑問のあるところですが、学校主事を市の直接雇用の嘱託職員として雇用したことにより、サービスが低下したとは考えておりません。</p>
15	【実施計画】 4 - 1 市民参画と協働 の推進	<p>審議会等の委員会の公募制をいっているが、今までの検証が大切である。審議会では公募委員の比率、男女比などがきちんと守られているかどうかを改めて検証する必要がある。</p> <p>また、審議会の委員には1回7,000円の委員報酬が支給されるそうだが、それも妥当かどうか。「保育所在り方検討委員会」では1時間あまりの会で7,000円支給させることは納得できない。</p> <p>また、本来審議会には市職員は入らない原則がありながら、保育所の園長(市職員)も入っている。本来、保育所職員は事務局に入るべき。このように、実際不合理な点が多々あると思うので市民の視点から見て検証する必要がある。</p>	<p>審議会の導入状況や男女比率については、毎年、集計し公表していますし、委員の交代時においても、その都度、適合状況の確認を行っています。</p> <p>審議会委員の報酬については、条例で1回7,000円と規定しています。</p> <p>「米子市保育所在り方検討会」の市職員の選出は、公立保育所の在り方を検討する上で、保育現場の状況を踏まえて検討する必要があることから、保育所職員の代表者を選出しています。</p>
16	【全体】	<p>米子市には市立病院もない。市営交通(バス)もない。市営ガスもない。これで財政が悪化することは普通はないはずである。</p> <p>財政の悪化を招いたのは、国の政策に踊らされたという事はあっても、投資の失敗である。</p> <p>その時には市長をはじめ議会(反対した個々の議員はいたが)が賛成したかもしれないが、結果的に見れば、無謀(言い過ぎなら無責任または無理)な計画であったということを見ることが必要である。その上で今後どうすればいいのかを考えていかないといけない。身の丈にあった市を。</p>	<p>脆弱な財政基盤となった本市では、身の丈に合った行政を考えていくことは大変重要であると考えます。</p>